

申告に必要なもの

- マイナンバーがわかるもの 身元確認書類(運転免許証など) 印かん(朱肉を使うもの)
 源泉徴収票や支払調書(給与、公的年金、個人年金、報酬など) 満期保険金など一時金の支払内訳書
 営業所得や農業所得、不動産所得などがある場合、売上、仕入、経費などを集計した帳簿や、それらを基に作成した収支内訳書 医療費、寄附金などの各種控除を受ける場合は明細書や証明書など

POINT1

マイナンバーの記載が必要です

所得税・復興特別所得税、消費税・地方消費税、贈与税の申告書には提出の都度マイナンバー※1(個人番号)の記載が必要です。

マイナンバーの確認



通知カードかマイナンバー付き住民票

+

本人確認



運転免許証やパスポートなど※2

マイナンバーカードなら1枚でOK



- ※1 通知カードの紛失などマイナンバーに関しては市民課☎(24) 8759へお問い合わせください。
 ※2 運転免許証、パスポート、在留カード、保険証、障害者手帳などのうちいずれか1つ

POINT2

医療費控除は領収書提出不要

領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書を添付してください。ただし、領収書は5年間保存してください。セルフメディケーション税制を適用する場合は、セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要。平成29年～31年分までの確定申告は医療費領収書の添付が提示でも可。

税のお知らせ

軽自動車税の税率

問 税務課 ☎(24) 8953

■原動機付自転車、二輪車など

車両区分	税率(年額)	
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超～90cc以下	2,000円
	90cc超～125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)	3,600円	
小型二輪(250cc超)	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円

■三輪・四輪以上の軽自動車

		税率(年額)		
初度検査年月		平成17年3月以前 (経年重課)	平成17年4月～ 平成27年3月	平成27年4月以降
三輪	乗用	4,600円	3,100円	3,900円
	貨物	12,900円	7,200円	10,800円
四輪以上	乗用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物	6,000円	4,000円	5,000円
四輪以上	乗用	4,500円	3,000円	3,800円
	貨物			

※自動車検査証(車検証)の初度検査年月によって税率が変わります。

■廃車手続きは忘れずに

軽自動車税は4月1日現在、軽自動車などを所有する人に課税されます。車両の異動(廃車・名義変更・転出など)があったときは、必ず手続きをしてください。また、「ナンバープレートをつけたまま解体してしまった」「盗難にあった」など、車両がすでになく廃車手続きができない人はご相談ください。

■身体障害者の方などが対象の減免制度

一定の要件に該当する場合、本人か同居の家族が所有し障害者などのために使う軽自動車の軽自動車税が申請で減免されます。詳しくは障害者手帳、車検証を準備し、ご連絡ください。申請期限は減免を希望する年度の軽自動車税の納期限までです。

②確定申告書は国税庁ホームページで作成できます

問 銚子税務署 ☎(22) 1571

国 税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。作成した申告書は、印刷して郵送で提出できるほか、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを用意すれば「e-Tax」で提出できます。

③税理士による無料申告相談

問① 銚子税務署 ☎(22) 1571

② 千葉県税理士会銚子支部 ☎(22) 3901

日程・場所

- ① 2月16日(金)・銚子商工会議所会館
 ② 2月23日(金)・旭市第二市民会館(旭市二の2787-1)

相談時間 ① 9時～17時(受付16時まで)

② 9時30分～12時
13時～15時30分

④障害者手帳を持ってなくても税控除が受けられます

問 高齢者福祉課 ☎(24) 8755

要 介護認定を受けている65歳以上の人で認知症が寝たきり状態で身体障害者に準ずる人には、申請により障害者控除対象者認定書を交付しています。この認定書を提示すると、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除が受けられます。

